

2023年度

日本学生支援機構大学院奨学金出願のしおり

出願受付

出願するには、下表の①出願書類提出および②インターネット入力の両方を行う必要があります。①②両方の手続きを完了していない場合は、審査対象外となります。

① 出願書類提出（郵送）

出 願 期 間	郵 送 先	提 出 方 法
4月1日(土)～14日(金) (※最終日消印有効)	所属校地の学生生活課	レターパックや簡易書留等、配達記録が残る方法で送付してください。封筒に「JASSO 大学院奨学金出願書類」と明記してください。

② インターネット（スカラネット）入力

※出願書類に不備がない方に、入力用のユーザID・パスワードを e-mail（大学から付与されたアドレス宛）でお知らせします。

インターネット	月 日	時 間
	出願書類提出～4月18日(火)	8:00～25:00

注意事項

- 出願期間は厳守してください。出願期間最終日の翌日以降の消印のものは一切受付できません。
- 書類到達確認のお問い合わせには対応しておりません。
- やむを得ない事情で上記受付期間内に出願できない場合は、4月11日(火)17:00までに学生生活課にご相談ください。いかなる理由があっても、事前連絡がなければ出願受付期間後の受付は一切できません。
- 出願から採用までの諸連絡は e-mail（大学から付与されたアドレス宛）を利用しますので、出願と同時にご自身が日常使用するメールアドレスへの転送設定をしてください。
- 挟み込みの別冊「奨学金を希望する皆さんへ」も必ず読んだうえで、出願してください。
- 「出願のしおり」、別冊「奨学金を希望する皆さんへ」は、出願した後も必ず保管しておいてください。

同志社大学 学生生活課

今出川校地	〒602-8580	京都市上京区今出川通烏丸東入	TEL	075-251-3280
			FAX	075-251-3083
京田辺校地	〒610-0394	京田辺市多々羅都谷1-3	TEL	0774-65-7430
			FAX	0774-65-7429

目次

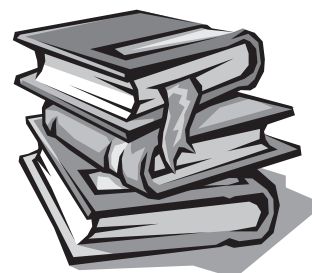
I. はじめに	1
II. 日本学生支援機構大学院奨学金について	2
III. 出願書類の作成と準備	7
IV. 緊急時の奨学金制度、学費の延納・分納	16
V. 奨学金制度一覧	18
VI. 学生納付金	20
VII. 本学指定用紙	21
・給与支払（見込）証明書について	
・就労証明書について	

添付書類

- ・2023年度日本学生支援機構大学院奨学金願書
- ・「奨学金を希望する皆さんへ」
確認書兼個人情報取扱いに関する同意書
収入計算書
スカラネット入力下書き用紙

I. はじめに

- ▼ 同志社大学大学院には、同志社大学独自の奨学金（同志社大学大学院奨学金、同志社大学大学院特別奨学金、同志社大学寄付奨学金など）をはじめ、日本学生支援機構大学院奨学金、民間・地方公共団体奨学金などの多様な奨学金制度があります（p.18～19の奨学金制度一覧を参照）。
特に、国の育英事業である日本学生支援機構大学院奨学金は、採用人数・金額とも多く、採用されると標準修業年限まで継続して貸与される、本学で最も多く利用されている奨学金です。
- ▼ 奨学金に関すること、学生生活を送るうえで生じる経済的な問題があれば、いつでも学生生活課に相談してください。
- ▼ 学生生活課で奨学援助を受ける場合、手続きに印鑑が必要となる場合があります。学生生活課へ来室の際は**学生証と印鑑（朱肉印）**を必ず持参してください。
- ▼ この『奨学金出願のしおり』は2023年3月現在の情報をもとに編集されています。取り扱いに変更があった場合は、大学ウェブサイト等でお知らせします。
- ▼ 懲戒処分を受けた場合、奨学金が「停止」または「廃止」になるだけでなく、処分を受けた期間の出願が認められないことや、奨学金の全額または一部を返還していただくことがあります。
- ▼ 同志社大学は、学校法人同志社の「同志社個人情報保護規程」に則り個人情報を取扱います。
参考：<http://www.doshisha.ed.jp/privacy/index.html>



Ⅱ. 日本学生支援機構大学院奨学金について

1. 概要

日本学生支援機構大学院奨学金は、教育・研究者、高度の専門性を要する職業人の養成を目的として貸与するものです。

2. 奨学金の種類と貸与月額

(1) 種類

日本学生支援機構大学院奨学金には、第一種奨学金と第二種奨学金の2種類があり、出願パターンとしては、第一種専願、第二種専願、併用、併願*の4通りがあります。

*併願とは、第一種奨学金の採用を第一希望とするが、不採用の場合は第二種奨学金の採用を希望する、という意味です。

種類	内容	対象	月額	貸与始期	貸与終期
第一種奨学金	貸与 (無利子)	博士課程前期課程 修士課程 専門職学位課程 一貫性博士課程1・2年次生	次の金額から選択 50,000円 88,000円	2023年4月	標準修業 年限まで
		博士課程後期課程 一貫性博士課程3～5年次生	次の金額から選択 80,000円 122,000円	2023年4月	標準修業 年限まで
第二種奨学金	貸与 (有利子)	全課程	次の金額から選択 50,000円 80,000円 100,000円 130,000円 150,000円 190,000円 (LSのみ) 220,000円 (LSのみ)	2023年4月 ～9月で希望 する月 (注)	標準修業 年限まで

(注) 新入生には、他に入学時特別増額貸与奨学金があります。入学時特別増額貸与奨学金を希望する場合は、2023年4月を選択してください(2)参照)。

※一貫制博士課程の1・2年次生は博士課程前期課程に、3～5年次生は博士課程後期課程に準じます。

※司法研究科(以下LS)の学生のみが選択できる月額190,000円及び220,000円は、基本月額150,000円を選択した場合の40,000円及び70,000円の増額貸与です。

※長期履修学生の第一種奨学金貸与期間は通常の課程における標準修業年限まで、第二種奨学金貸与期間は長期履修課程の修業年限までです。長期履修課程は、通常の課程より修業年限が長いため、借入総額が大きくなるのが予想されます。必要な金額、必要な期間をよく考えたうえで、申請してください(p.6参照)。

※貸与月額を決定する際には、日本学生支援機構ウェブサイトの「奨学金貸与・返還シミュレーション」(<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>)を参考にし、貸与額・返還額を十分考慮してください。

(2) 入学時特別増額貸与奨学金(有利子)

本年度大学院に入学した者で入学年月を始期として第一種または第二種奨学金の貸与を受ける場合は、希望により、貸与月額の初回振込時に10～50万円の増額貸与を受けることができます。なお、第一種、第二種奨学金の併用貸与を希望し、併せて入学時特別増額貸与奨学金を希望する場合は、すべての貸与始期を4月とする必要があります。

○対象 今年度入学した者のうち、次のいずれかに該当する場合

① 本人と配偶者の収入金額の合計が120万円以下の場合

② ①以外の者で国の教育貸付(日本政策金融公庫の教育ローン)を申し込んだが、収入が少な

いために貸付を受けることができなかった場合

○貸与額 10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から選択

※詳細は別冊「奨学金を希望する皆さんへ」で確認してください。

(3) 第二種奨学金の利子

○利率の算定方法の選択

出願時に利率の算定方法の種類として①利率固定方式、②利率見直し方式のいずれかを選択することになります。いずれの方式も基本月額に係る利率は年3%が上限です。在学中及び返還期限猶予中は無利子で、修了あるいは退学した日の翌日から月単位で利子が増算されます。

○利率の算定方法の変更について

奨学金の交付期間中、貸与期間が終了する年度の一定期日まで変更することができます(変更締切最終期限は例年12月初旬となります)。なお、退学や辞退などの理由で修了前に貸与が終了する場合は、貸与が終了する月の2～3か月前までに変更の手続きをしてください。貸与期間終了後は変更できません。

また、第一種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金に採用された場合、入学時特別増額貸与奨学金が採用決定後の初回振込時に全額振込まれ、利率及び利率の算定方法が確定するため、入学時特別増額貸与奨学金については、採用決定後に利率の算定方法を変更することができません。

※詳細は別冊「奨学金を希望する皆さんへ」で確認してください。

3. 出願資格

大学院（司法研究科・ビジネス研究科含む）に在籍している者

ただし、長期履修学生は、第一種奨学金については通常の課程における標準修業年限以内、第二種奨学金については長期履修課程の修業年限以内の者。

なお、在日外国人の場合は、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者のみ、出願資格があります。

- (1)「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)」第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者
 (2)出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の永住者,日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
 (3)同表の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずると当該者が在学する学校の長が認めたもの
- (日本学生支援機構奨学規程 第2条 抄)

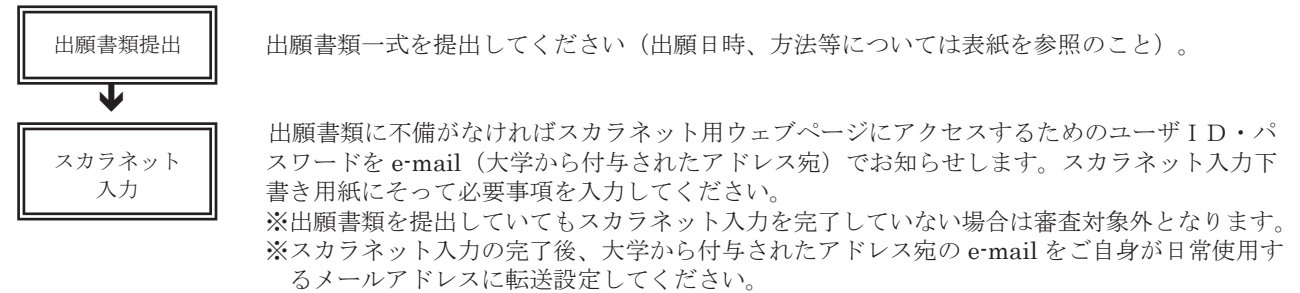
※申込資格がない在留資格の例：「家族滞在」「留学」など

以下の者は出願資格がありません。

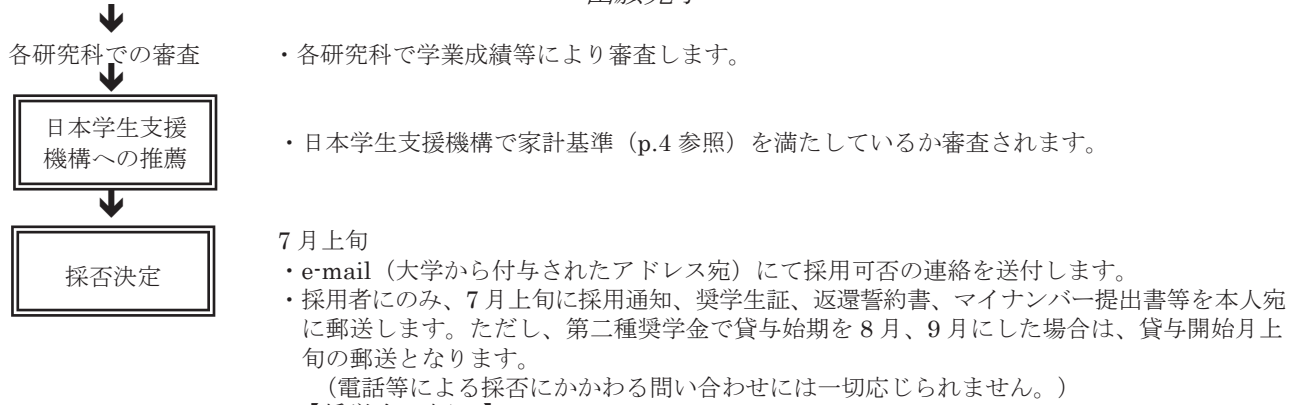
- ・外国人留学生
- ・標準修業年限（博士課程前期課程・修士課程・司法研究科法学既修者・ビジネス研究科は2年、博士課程後期課程・司法研究科法学未修者は3年、一貫制博士課程は5年）を超えて在籍している者。ただし、休学期間は在学年数に含みません。
- ・出願時点において修業年限内で学業を確実に修了できる見込みがあると認められない者
- ・聴講生・科目等履修生

※過去に大学院の同一課程で日本学生支援機構大学院奨学金を受給したことがある者は、出願前に学生生活課に相談してください。

4. 出願から採用まで



出願完了



【奨学金の振込】貸与始期4月の場合

初回振込日	7月11日（火）
初回金額	4か月（4～7月）分

ただし、第二種奨学金で貸与始期を8月、9月にした場合は、貸与開始月に順次振込みとなります。

返還誓約書の提出：本学が指定した期日までに返還誓約書を提出してください。提出されない場合、採用取消になります。

マイナンバーの提出：採用決定後、申請者本人のマイナンバーを日本学生支援機構に提出する必要があります。

継続願：例年1月（予定）に、インターネットにより「奨学金継続願」を提出する必要があります。

詳細は、12月～1月頃にe-mail（大学から付与されたアドレス宛）にて案内します。提出後に学業成績等による適格認定を行います。

5. 選考

(1) 各研究科での審査

各研究科で学業成績等をもとに審査します。
同志社大学大学院奨学金の受給状況・採用結果とは、関係ありません。

(2) 日本学生支援機構での家計審査

出願者が家計基準を満たしているか審査します。審査対象は、**出願者本人**です（父母ではありません。ただし、配偶者がいる場合は配偶者も含みます）。
前年の収入金額で家計基準内かを判定します。
ただし、転・退職等により前年の収入金額に比べて大幅な変動があった場合は、申込時現在の状態で1年間の見込金額により判定を行います。

家計基準：本人と配偶者の収入金額の合計金額が下表の金額であること。

※収入金額とは、定職、アルバイト、金銭・物品など父母等からの給付、奨学金、その他の収入により1年間に得た金額。なお、配偶者が給与所得者の場合は配偶者のみ給与所得控除をしたうえで合算する。

※詳細は別冊「奨学金を希望する皆さんへ」で確認してください。

給与所得 …源泉徴収票の「支払金額」(万円)
給与所得以外…収入金額(万円)－必要経費(万円)

日本学生支援機構大学院奨学金収入基準額

	第一種	第二種	併用貸与
博士課程前期課程・修士課程 専門職学位課程 一貫制博士課程1・2年次生	299万円以下	536万円以下	284万円以下
博士課程後期課程 一貫制博士課程3～5年次生	340万円以下	718万円以下	299万円以下

なお、第一種に限り収入基準額を若干上回る場合も採用されることがあります。詳細は学生生活課に確認してください。

(3) 昨年度の出願・採用状況（定期採用）

第一種

課 程	出願者数	採用者数
博士課程前期課程 修士課程	213	213
博士課程後期課程	16	16
専門職学位課程	16	16
合 計	245	245

第二種

課 程	出願者数	採用者数
博士課程前期課程 修士課程	64	12
博士課程後期課程	4	2
専門職学位課程	9	8
合 計	77	22

※第二種出願者には、併願希望者（第一種を希望、不採用の場合は第二種を希望）が含まれています。

6. 返還方式について

返還方式には定額返還方式と所得連動返還方式があり、スカラネット入力時に選択することができます。
所得連動返還方式を選択できるのは、第一種奨学金採用者で機関保証を選択した方です。

※詳細は別冊「奨学金を希望する皆さんへ」で確認してください。

7. 保証制度の選択について

奨学金の貸与にあたっては、連帯保証人・保証人を選任する人的保証制度と、保証機関（日本国際教育支援協会）に一定の保証料を支払うことにより、奨学金の貸与を受けることができる機関保証制度があります。出願時に、人的保証または機関保証制度のどちらかを選択する必要があります。

人的保証とは連帯保証人・保証人を用意して債務を保証する制度で、本人の返還に遅延が発生した場合には、本人に代わって連帯保証人・保証人に返還をする義務が生じます。

出願時にスカラネットで入力した連帯保証人・保証人は、やむを得ない場合を除き変更できません。採用決定時に「返還誓約書」を提出していただきますが、人的保証を選択した場合、返還誓約書に連帯保証人・保証人の連署（自筆）・実印の押印が必要です。また、連帯保証人と保証人の印鑑登録証明書（スカラネット申込日から3ヶ月以内のもの）と、連帯保証人の収入に関する証明書（市町村で発行する所得証明書等）を添付する必要があります。「返還誓約書」が定められた期限までに提出されない場合には、既に振込済みの奨学金を戻入のうえ、採用取消となります。

機関保証を選択した場合、「本人以外の連絡先」（機関が本人と連絡が取れない場合に本人の住所・電話番号を照会できる者）を1人届け出る必要があります。採用された場合、返還誓約書に署名してもらうこととなりますので、あらかじめ承諾を得ておいてください。

<p>連帯保証人 (奨学生本人と連帯して責任を負う者)</p>	<p>原則として父または母。父母がいない等の場合には奨学生本人の配偶者を除く兄弟姉妹・おじ・おば等。</p>
<p>保証人 (奨学生本人及び連帯保証人が返還できなくなった時に代わって返還する者)</p>	<p>父母と奨学生本人の配偶者を除く、4親等内の成年親族（おじ・おば・兄弟姉妹・いとこ等）のうち、奨学生本人及び連帯保証人と別生計で採用時（スカラネット入力日が採用時となる）に65歳未満の者。</p>

※1 連帯保証人・保証人ともに上記以外の者を選任する場合は、返還誓約書提出時に「返還保証書」および「貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有する」ことを証明する書類（所得証明書や預貯金残高証明書等）の提出が必要になります。

※2 奨学生本人が貸与終了時に満45歳を超える場合の連帯保証人は、貸与終了時に満60歳未満でなければなりません。満60歳未満の人を選任できない場合は、機関保証を選択してください。

※3 上記に該当していても、債務整理（破産等）中の場合は認められません。

【注意】奨学金申込時において、「併願」または「併用」の申し込みをする場合は、第一種奨学金と第二種奨学金で異なる保証制度を選択することは認められません。

人的保証を選択し、やむを得ない事情により機関保証へ変更する場合は、貸与開始から変更時点までの保証料を全額一括して支払わなければいけません。また、機関保証から人的保証への変更は認められません。

※詳細は別冊「奨学金を希望する皆さんへ」で確認してください。

8. 奨学金の返還

奨学金は日本学生支援機構の規程に従い、修了後、全額返還しなければなりません。返還金は、直ちに後輩の奨学金として貸与される仕組みとなっており、延滞することのないよう、最後まで責任を持って返還してください。

(1) 返還誓約書の作成

採用決定後、返還誓約書を交付しますので、本学が定める所定の提出期日までに必ず提出してください。期日までに返還誓約書を提出しない場合は、採用取消になります。

(2) 返還確認票の交付

貸与終了年度の11月に返還確認票を交付します。

※詳細は別冊「奨学金を希望する皆さんへ」で確認してください。

9. 特に優れた業績による返還免除制度

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた者のうち、在学中（貸与期間中）に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、奨学金の全部または一部の返還が免除されます。

対象者は、貸与終了年度に業績優秀者返還免除に申請することができます。返還免除となる人数は、貸与期間が終了する者の30%程度の人数となります。

なお、返還免除候補者を学内で選考する際の基本的な業績の種類は次の表のとおりですが、各研究科で評価する業績の種類は異なりますので、注意してください。各研究科の評価項目、基準は学生生活課と各研究科事務室で公表しています。

	業績の種類	評価基準
1	学位論文その他の研究論文	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること
2	大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること
3	大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること
4	著書、データベースその他の著作物（1・2号に掲げるものを除く）	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること
5	発明	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること
6	授業科目の成績	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること
7	研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること
8	スポーツの競技会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること
9	ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること

2021年度の「特に優れた業績による返還免除」認定結果は次のとおりです。

	前期課程（人）	後期課程（人）	専門職学位課程（人）
制度対象者	212	15	11
申請者	129	11	3
認定者	全額免除	22	3
	半額免除	42	4
	合計	64	7

なお、2018年度以降の博士課程（後期課程）（一貫制博士課程の後期課程相当を含む）進学者を対象として、返還免除における貸与終了者に対する免除者数の割合が従来の30%から45%へ増えることとなりました。増となる15%は新しい返還免除内定制度による推薦枠として配分されます。返還免除内定制度とは、貸与終了時に決定する返還免除を進学時に内定する制度です。詳細については、本学奨学金ウェブサイトを参照してください。

<https://www.doshisha.ac.jp/scholarships/graduate/list.html>

10. 以前に日本学生支援機構奨学金を受給していた場合

本学大学院入学前に日本学生支援機構奨学金を受給していた場合は、スカラネット・パーソナルから「在学猶予願」を提出することにより、大学院在学中の返還が猶予されます。提出時には、以下の学校番号を入力する必要があります。該当者は5月31日（水）までに手続きをしてください。

- ・修士（前期）課程・博士（後期）課程・一貫制博士課程・ビジネス研究科 : 306006-01
- ・司法研究科 : 306006-60

11. よくある質問

Q1. 日本学生支援機構大学院奨学金と同志社大学独自の奨学金を併用することはできますか？

A1. できます。

Q2. 第二種奨学金に採用となった場合、第一種奨学金に変更できるような措置はありますか？

A2. 再度第一種奨学金に出願する必要があります。ただし、必ずしも採用されるとは限りません。

Q3. 現在、第二種奨学金月額8万円の貸与を受けていますが、金額の変更はできますか？奨学金の返済額が大きくなるのが心配なのですが？

A3. 月額の変更ができます。また、奨学金の貸与が必要なくなった場合は随時辞退ができます。

12. 長期履修学生の出願について

長期履修学生の第一種奨学金貸与期間は通常の課程における標準修業年限までです。

第二種奨学金に限り、長期履修学生として在籍する期間分の貸与ができますが、以下の点を十分考慮したうえで出願するようにしてください。

(1) 借入金額

長期履修学生は、通常の課程より修業年数が長いため、必然的に借入金額が大きくなります。

また、第二種奨学金は「特に優れた業績による返還免除」の対象ではなく、貸与総額に利子もつきます。

必要以上に貸与を受けることがないよう、必要な金額、期間をよく考えたうえで、出願してください。

(2) 機関保証料

長期履修学生については、標準修業年限で採用後に、日本学生支援機構で期間延長の処理をされるため、採用直後と期間延長処理後では貸与期間が変わります。

保証料の月額、奨学金の種類（第一種奨学金、第二種奨学金）、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出されています。そのため、貸与期間の変更（同時に返還期間が変更となる可能性有）をすることによって、保証料が増減することになります。

(3) 長期履修学生として採用後に長期履修期間を途中で変更した場合

- ① 当初取り決めた長期履修期間（留年・休学等の休停止期間を除く）を延長する場合は、貸与終期の延長は認められません。また、申請もできません。
- ② 長期履修期間を短縮した場合は、辞退をしてください。

(4) 貸与中に長期履修学生となった場合

履修形態を切り替えた時点または標準修業年限での貸与が終了した時点において、新たに長期履修学生として出願できる場合がありますので、希望する場合は事前に学生生活課へ問い合わせてください。

Ⅲ. 出願書類の作成と準備

■ 注意事項 ■

- ① 作成内容は出願日現在で記入してください。
- ② 黒のペンまたはボールペンで丁寧に記入してください。（こすると消えるペンは使用不可）
- ③ 押印する印鑑は朱肉を用いる印鑑を使用してください。（スタンプ印は使用不可）
- ④ 書き間違えた時は、修正箇所にも二重線を引き、訂正してください。（修正液は使用不可）
- ⑤ 書類がそろっていない場合や、記載内容に虚偽がある場合は選考から除外します。

1. 出願の際に必要な書類

(1)奨学金願書（水色の用紙）	本冊子に挟み込んであります。p.10～11を参照して記入してください。
(2)確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書	別冊「奨学金を希望する皆さんへ」に挟み込んであります。
(3)収入計算書	別冊「奨学金を希望する皆さんへ」に挟み込んであります。 p.12～13を参照して記入してください。 ・裏面の給付者氏名欄は給付者（父母等）が自署してください。 ・(5)スカラネット下書き用紙の「あなたの所得情報欄」と内容を一致させてください。
(4)収入に関する証明書類	次の項目「2. 収入に関する証明書類の集め方」を参照し、揃えてください。 マイナンバー（個人番号）が記載された書類は提出しないでください。なお、提出された書類は一切返却しませんので、ご注意ください。
(5)スカラネット入力下書き用紙	別冊「奨学金を希望する皆さんへ」に挟み込んであります。 p.14～15を参照して記入してください。 記入後、9頁目（Iーあなたの所得情報）のみをコピーして提出してください。 原本は入力時に必要ですので、ご自身で保管してください。
(6) ①入学時特別増額貸与奨学金に係る申請書 ②融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー ③入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額願	<u>入学時特別増額貸与奨学金を希望し、かつ日本政策金融公庫の教育ローンを申し込んだが融資を受けられなかった場合のみ提出してください。</u> ①・③は所定用紙がありますので、学生生活課に申し出てください。 ②の通知文は、公庫が定める申込みの要件を満たしたうえ、審査の結果、融資できないと判断された場合に発行されるものです。したがって、公庫から融資できると判断された場合、公庫へいったん申し込んだ後に当該申込を取り下げた場合、または公庫が定める申込みの要件を満たさない場合は、入学時特別増額貸与奨学金は利用できません。 ③は第二種奨学金及び併用貸与申込者のみ提出してください。人的保証制度を選択した場合は連帯保証人及び保証人の自署・押印（実印）と、印鑑登録証明書の添付が必要となります。
(7)在留資格・在留期間が明記されている書類 ※日本国籍以外の者のみ	在留カード（コピー）、特別永住者証明書（コピー）、住民票の写し（原本）等のうち、いずれか1点を提出してください。 なお、出願資格はp.3「3.出願資格」を参照してください。

2. 収入に関する証明書類の集め方

次の3つの指示に従って、該当する書類すべてを提出してください（次頁に書類についての説明を掲載）。

指示 1	<p>出願者は全員、次のいずれか1点を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出願者本人の所得証明書（書類説明 a） ・ 扶養されていることがわかる書類として、父母等の令和4年分源泉徴収票（b） ・ 扶養されていることがわかる書類として、父母等の令和4年分確定申告書（c） ・ 扶養されていることがわかる書類として、健康保険証のコピー（d）（国民健康保険被保険者証は不可）* <p>注意：「扶養されていることがわかる書類」は、「扶養されている」＝「出願者本人に収入がない」とみなすための資料となります。扶養している者（通常、父母）の収入は審査に関係ありません。また、証明書類が有効になるのは、扶養者と被扶養者両方の氏名の記載がある場合に限りです。（注意（6）参照のこと）</p> <p>*国民健康保険被保険者証は、扶養者と被扶養者としての氏名記載がなく、扶養関係を確認することができないため</p>																	
指示 2	<p>令和4（2022）年1月1日～12月31日に次の収入があった場合、収入の種類に応じて、書類を提出してください。ただし、アルバイト収入の証明については、出願時に継続しているもののみでかまいません。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">収入の種類</th> <th>提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">アルバイト収入</td> <td>次のいずれか ・ 源泉徴収票（b） ・ アルバイト料明細書（e） ・ 就労証明書（f）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定職収入</td> <td>給与所得者</td> <td>源泉徴収票（b）</td> </tr> <tr> <td>給与所得者以外</td> <td>確定申告書（控）（c）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">父母等からの給付 （仕送りや授業料・住居費の援助等）</td> <td>父母等からの給付額について （別冊「奨学金を希望する皆さんへ」に挟み込んである「収入計算書」裏面）（g）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">他大学在籍時に受給した奨学金</td> <td>奨学生採用決定通知（h）</td> </tr> </tbody> </table>	収入の種類		提出書類	アルバイト収入		次のいずれか ・ 源泉徴収票（b） ・ アルバイト料明細書（e） ・ 就労証明書（f）	定職収入	給与所得者	源泉徴収票（b）	給与所得者以外	確定申告書（控）（c）	父母等からの給付 （仕送りや授業料・住居費の援助等）		父母等からの給付額について （別冊「奨学金を希望する皆さんへ」に挟み込んである「収入計算書」裏面）（g）	他大学在籍時に受給した奨学金		奨学生採用決定通知（h）
収入の種類		提出書類																
アルバイト収入		次のいずれか ・ 源泉徴収票（b） ・ アルバイト料明細書（e） ・ 就労証明書（f）																
定職収入	給与所得者	源泉徴収票（b）																
	給与所得者以外	確定申告書（控）（c）																
父母等からの給付 （仕送りや授業料・住居費の援助等）		父母等からの給付額について （別冊「奨学金を希望する皆さんへ」に挟み込んである「収入計算書」裏面）（g）																
他大学在籍時に受給した奨学金		奨学生採用決定通知（h）																
指示 3	<p>令和5（2023）年收入見込金額が令和4（2022）年の収入と比べて大きく変動がある場合は、上記書類とともに次の書類を提出してください。令和5（2023）年見込金額により判定を行います。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3（2021）年1月以降に就職・転職した場合</td> <td>給与支払（見込）証明書（i）</td> </tr> <tr> <td>令和3（2021）年1月以降に退職した場合</td> <td>退職証明書（j）</td> </tr> <tr> <td>その他特別な事情</td> <td>当該事情を証明する書類</td> </tr> </tbody> </table>	事由	提出書類	令和3（2021）年1月以降に就職・転職した場合	給与支払（見込）証明書（i）	令和3（2021）年1月以降に退職した場合	退職証明書（j）	その他特別な事情	当該事情を証明する書類									
事由	提出書類																	
令和3（2021）年1月以降に就職・転職した場合	給与支払（見込）証明書（i）																	
令和3（2021）年1月以降に退職した場合	退職証明書（j）																	
その他特別な事情	当該事情を証明する書類																	

- 【注意】
- (1) 所得証明書や本学指定用紙による証明書以外はすべてコピーでかまいません。
 - (2) 配偶者がいる場合は、同じ要領で証明書を提出してください。
 - (3) 定職とは勤務の条件が常勤で定給を得ているもの、アルバイトとは定職以外の勤務形態のもの（非常勤講師、パートタイマー等）をいいます。
 - (4) 収入状況によっては、雇用保険受給資格者証・各種手当の通知書等、他に書類を求めることがあります。
 - (5) アルバイト収入が、本学でのTA・RA・SA・LAの場合は、指示2の証明書類は不要です。
 - (6) 扶養されていることがわかる書類として、健康保険証のコピー（d）を提出される場合、下記内容の記載がされているかを確認してください。また、被保険者等記号・番号等にマスキング（付せん等で隠してコピーする）を施してください。

健康保険被保険者証

家族（被扶養者） ← 01860

平成23年 4月 6日交付

記号 [] 番号 []

氏名	健保 花子	性別	女
生年月日	昭和 30年 8月 1日		
認定年月日	平成 22年 6月 1日		
被保険者氏名	健保 太郎		

任意継続被扶養者
資格喪失予定年月日 平成22年 月 日

保険者番号 []

保険者名称 全国健康保険協会 ○○支部

保険者所在地 ○○市○○区○○町○○-○○

SAMPLE

印

被扶養者と記載があるものに限りです。世帯主氏名と**被保険者**氏名という表現になっている場合、扶養関係を確認することができず、証明書類としては無効になります。

被扶養者（本人）と扶養者の氏名が記載されていることを確認してください。

必ずマスキングしてください。

3. 収入に関する提出書類の説明

(マイナンバー(個人番号)が記載された書類は提出しないでください。)

<p>a.所得証明書(課税証明書) 【原本】</p>	<p>最新のもの(大学提出時点で発行から3ヶ月以内のもの)。住民票を置いている市区町村役場で申請してください。所得のない場合、市区町村によっては所得証明が受けられない場合があります。その場合は「非課税証明書」を取得してください。</p>
<p>b.令和4年分源泉徴収票【コピー可】</p>	<p>所得者自身が保管しているものです。手元がない場合は、勤務先に申請してください。</p>
<p>c.令和4年分確定申告書(控) (第一表と第二表の両方が必要です)または市県民税申告書(控)【コピー可】</p>	<p>所得者自身が保管しているものです。提出はコピーでかまいませんが、申告者の署名、捺印は必ず行ってください。</p>
<p>d.健康保険証【コピー】</p>	<p>A4サイズ用の紙に原寸でコピーしてください(コピーした用紙を健康保険証のサイズに切り取らないでください)。必ず被保険者等記号・番号等にマスキングを施してください。</p>
<p>e.アルバイト料明細書【コピー可】</p>	<p>家庭教師などで給与明細がない場合は、出願者本人が就労始期と月額を白紙等に記入し(様式自由)、署名、捺印のうえ、提出してください。</p>
<p>f.就労証明書【原本】</p>	<p>(本冊子 p.23 の指定用紙) アルバイト先で「就労証明書」に証明を受けてください。</p>
<p>g.父母等からの給付額について【原本】</p>	<p>(別冊「奨学金を希望する皆さんへ」に挟み込んである「収入計算書」裏面)父母等の家計から支出された金額について記入し、<u>給付者(父母等)</u>が署名したうえで提出してください。</p>
<p>h.奨学生採用決定通知【コピー可】</p>	<p>1年間に受けたすべての給付・貸与奨学金について、奨学金受給額を証明する書類のコピーを提出してください。 日本学生支援機構奨学金を貸与していた場合は、奨学生証・返還誓約書・貸与奨学金返還確認票等のコピーでもかまいません。 ※本学で奨学金を受けている(いた)場合は、証明書類は不要です。</p>
<p>i.給与支払(見込)証明書【原本】</p>	<p>(本冊子 p.22 の指定用紙) 所得を得ている者の勤務先で、就職または転職日から一年間分の給与支払(見込)額の証明を受けてください。</p>
<p>j.退職証明書【原本】</p>	<p>(様式自由) 元の勤務先に発行を依頼し、「元勤務先名」「退職年月日」「退職者氏名」の証明を受けてください。 雇用保険受給資格者証、離職票、または退職日の記載がある源泉徴収票でもかまいません。</p>

4. 収入に関する提出書類についてのよくある質問

Q. 結婚しているのですが、どのような書類が必要ですか?

A. 出願者および配偶者の、それぞれ p.8 の指示 1・2・3 にしたがって書類を提出してください。

Q. 正社員だったのですが、この3月末で退職しました。どのような書類が必要ですか?

A. 一例ですが、指示 1 の書類として「出願者本人の所得証明書」、指示 2 の書類として「源泉徴収票」、指示 3 の書類として「退職証明書」の3点を提出してください。

Q. アルバイトもしていないので、収入がありません。収入に関する提出書類は何もいらませんか?

A. p.8 の指示 1 の書類は必要です。父母からの給付がある場合は、指示 2 の書類として「収入計算書」裏面の「父母等からの給付額について」に記入し、提出してください。

5. 出願書類記入上の注意

(1) 願書

【学年】

司法研究科生の学生は法学未修者・既修者に関わらず、在学1年目の者は「1年生」としてください。

【履歴】

本人の履歴

- ・大学卒業時から、現在在籍している研究科入学まで空白期間のないように記入してください。
- ・家事従事・自宅研修等の期間、大学院入学後に休学・留学・転学等をした場合の期間は必ず記入してください。

【奨学金受給状況】

給付・貸与を問わず、一年間に受けたすべての奨学金の合計額を記入してください。ただし、**現在申請中のものは除きます。**

例) 2022年度同志社大学奨学金※ 397,500円受給→月額(A): 33,125円、月数(B): 9ヵ月、金額(A)×(B): 298,125円
※同志社大学奨学金は年額支給であり、計上するのは2021年4月～12月の9ヵ月分となるため。

(2) 収入計算書

収入金額については「前年」のページに令和4(2022)年1月～12月の一年間の収入金額を記入してください。ただし、前年と本年で転・退職等により収入に大幅な変動がある場合は「前年」のページと「本年見込」のページの両方に収入金額を記入してください。(この場合、「本年見込」のページには、令和5(2023)年1月～12月の一年間の収入金額を推算して記入してください。ただし、令和5(2023)年3月までに終了した奨学金・定職・アルバイト等は含めないでください。)

- ・金額は万円未満を切り捨てます。
- ・収入金額合計が、生活費や授業料等の支払いに対し合理的ではない(授業料を下回る等)ものは認められません。p.20の「VI. 学生納付金」を確認してください。
- ・収入がない項目は「収入金額」欄を「0」にせず、無記入のままにしてください。

【定職】

定職とは勤務条件が常勤で定給を得ているものをいいます。

- ・定職収入がある給与所得者は「令和4年分源泉徴収票」の「支払金額」が収入金額になります。給与所得とは給与・賞与・専従者給与等のことです。
- ・給与所得者以外(個人事業主等)は「令和4年分確定申告書(控)」の「所得金額」または「令和4年分市県民税申告書(控)」の「所得金額」が収入金額になります。

【アルバイト】

定職以外で、学費・生活費等を補うために得た報酬の合計額を記入してください。

【父母等からの給付額】

授業料等を父母が支払っている場合、「父母等からの給付」欄にその金額を含めてください。

自宅通学者は食費・住居費など金銭・物品を問わず、本人の日常生活において、一般的に家計から支出されたものを金額に算定し、さらに、授業料・通学費・小遣い等、本人または本人に代わって家計から支出した金額を算定し、その合計額を記入してください。なお、日常生活費(食費・住居費・光熱費等)については、世帯の家計全体の年間経費を家族数で割り、その1人分を本人の収入金額とみなして差し支えありません。

自宅外通学者は金銭・物品を問わず、本人が父母等より給付を受けた金額及び父母等が本人に代わって支出した金額の合計額を記入してください。

【奨学金】

上記(1)願書【奨学金受給状況】を参照してください。

【その他の収入】

「定職」・「アルバイト」・「父母等からの給付額」・「奨学金」のいずれにも当てはまらない収入の合計金額を記入してください。

—奨学金願書記入例—

2023年度 日本学生支援機構大学院奨学金願書

受付番号

出 願 者 情 報	学 生 I D	1303235111	国籍	日本以外の場合記入 ()	
	フリガナ	タカキ ハナコ	日本国籍以外の方は、出願資格（「出願のしおり」p.3）を確認し、在留資格がわかる書類のコピーを提出してください		
	氏 名	高木 花子			
	生 年 月 日	西暦 2000 年 1 月 1 日生 (満 23 歳)			
	課 程	博士前期・修士課程 ・ 博士後期課程 ・ 一貫制博士課程 ・ 専門職学位課程			
	研究科・専攻・学年	法学 研究科 政治学 専攻 1 年次生			
	指 導 教 員	佐藤 一郎 先生	・ 未定		
	研 究 室 (L S ・ B S 以外)	〇〇館 305	研究室 (内線 9990) ・ 未定		
	現 住 所	〒604-0004 京都 都道府県 京都市中京区相生町〇〇 セントラルハイツ501号			
	携 帯 電 話	080 - 1234 - 5678			
電 話 番 号 (家族連絡先)	090 - 9876 - 5432 (母)				
前課程の学生 I D (本学出身者のみ)	1103195111				
長期履修学生ですか?	はい () 年 ・ いいえ				
配偶者がいますか?	はい (氏名:) ・ いいえ				

↓大学卒業から大学院入学まで、空白期間のないよう記入してください(休学・転学等も明記)

申 込 内 容	出 願 種 別	第一種 (コード:1,8)	出 願 者 履 歴	2023 年 3 月	同志社	大学 卒業
		第二種 (コード:3,9)		年 月～ 年 月		
		併 願 (コード:2)		年 月～ 年 月		
		併 用 (コード:6,10,11,13,14)		年 月～ 年 月		
	入学時特別増額 貸与奨学金	希望する ・ 希望しない		2023 年 4 月	同志社大学院入学	

↓2022年1月～12月に受給した奨学金について記入してください

奨学金受給状況	名 称	種 類	期 間	月 額 (A) (年額受給の場合は12で割った金額)	月 数 (B) (1月～12月のうち貸与を受けた月数)	金 額 (A)×(B)
	同志社大学奨学金	給付・貸与	2022年 4 月～2022年 12 月	33,125 円	9 ヶ月	298,125 円
	日本学生支援機構奨学金	給付・貸与	2022年 1 月～2022年 12 月	54,000 円	12 ヶ月	648,000 円
		給付・貸与	2022年 月～2022年 月	円	ヶ月	円

↓2023年に受給する(した)奨学金について記入してください(申込中や2023年3月までに終了したものは除く)

奨学金受給状況	名 称	種 類	期 間	月 額 (A) (年額受給の場合は12で割った金額)	月 数 (B) (1月～12月のうち貸与を受	金 額
		給付・貸与	2023年 月～2023年 月	円	ヶ月	円
		給付・貸与	2023年 月～2023年 月	円	ヶ月	円
		給付・貸与	2023年 月～2023年 月	円	ヶ月	円

「収入計算書」の「奨学金」欄と金額を一致させてください

同志社大学長 様

願書の記入内容に相違ありません。申込条件および学校法人同志社の「個人情報の保護に関する規程」を確認、同意のうえ、関係書類をそえて日本学生支援機構大学院奨学金に出願いたします。

2023 年 4 月 8 日

本人 氏名 高木 花子
(自署)

大学
処
理
欄

※ご記入いただいた情報は奨学金業務のために使用し、その他の目的には使用しません。

【用紙②】収入計算書

**このページは
全員記入必須**

（本線枠内）記入必須

収入計算書【前年（2022年1月～12月）用】

私は、日本学生支援機構の奨学金を申し込むにあたり、収入に関する状況は以下のとおりであることを報告します。また、この収入計算書に基づき奨学金の申込み（スカラネット）への入力を行います。

○学校名 同志社 大学 法学 研究科

○課程（該当の数字に○）：
 ① 修士・博士前期課程
 2. 一貫制博士
 3. 博士後期課程
 4. 法科大学院
 5. 専門職大学院課程（法科大学院を除く）
 6. 博士医・歯・薬（4年制）・獣医学課程

○申込者氏名 高木 花子 ○学籍番号 1303235111

【各項目1万円未満切り捨て】

収入項目	収入額 (A)	収入額 (B)
定職 (本人)	万円	万円
定職 (配偶者) 【該当者のみ】	万円	万円
アルバイト1	40 万円	万円
アルバイト2	万円	万円
アルバイト3	万円	万円
父母等からの給付額 (★)	120 万円	万円
奨学金	94 万円	万円
その他の収入(利子・配当・不動産 ・年金等の公的手当・前貯金の取崩等)	万円	万円
収入額合計	254 万円	万円

【重要】収入額合計は、0万円とされないよう記入してください。

【用紙②】収入計算書

**このページは
全員記入必須**

（本線枠内）記入必須

収入計算書【本年見込（2023年1月～12月）用】

私は、日本学生支援機構の奨学金を申し込むにあたり、収入に関する状況は以下のとおりであることを報告します。また、この収入計算書に基づき奨学金の申込み（スカラネット）への入力を行います。

○学校名 同志社 大学 法学 研究科

○課程（該当の数字に○）：
 ① 修士・博士前期課程
 2. 一貫制博士
 3. 博士後期課程
 4. 法科大学院
 5. 専門職大学院課程（法科大学院を除く）
 6. 博士医・歯・薬（4年制）・獣医学課程

○申込者氏名 高木 花子 ○学籍番号 1303235111

【各項目1万円未満切り捨て】

収入項目	収入額 (A)	収入額 (B)
定職 (本人)	万円	万円
定職 (配偶者) 【該当者のみ】	万円	万円
アルバイト1	40 万円	万円
アルバイト2	万円	万円
アルバイト3	万円	万円
父母等からの給付額 (★)	120 万円	万円
奨学金	94 万円	万円
その他の収入(利子・配当・不動産 ・年金等の公的手当・前貯金の取崩等)	万円	万円
収入額合計	254 万円	万円

【重要】収入額合計は、0万円とされないよう記入してください。

【用紙③】収入計算書

**このページは
全員記入必須**

（本線枠内）記入必須

収入計算書【前年（2022年1月～12月）用】

私は、日本学生支援機構の奨学金を申し込むにあたり、収入に関する状況は以下のとおりであることを報告します。また、この収入計算書に基づき奨学金の申込み（スカラネット）への入力を行います。

○学校名 同志社 大学 法学 研究科

○課程（該当の数字に○）：
 ① 修士・博士前期課程
 2. 一貫制博士
 3. 博士後期課程
 4. 法科大学院
 5. 専門職大学院課程（法科大学院を除く）
 6. 博士医・歯・薬（4年制）・獣医学課程

○申込者氏名 高木 花子 ○学籍番号 1303235111

【各項目1万円未満切り捨て】

収入項目	収入額 (A)	収入額 (B)
定職 (本人)	万円	万円
定職 (配偶者) 【該当者のみ】	万円	万円
アルバイト1	40 万円	万円
アルバイト2	万円	万円
アルバイト3	万円	万円
父母等からの給付額 (★)	120 万円	万円
奨学金	94 万円	万円
その他の収入(利子・配当・不動産 ・年金等の公的手当・前貯金の取崩等)	万円	万円
収入額合計	254 万円	万円

【重要】収入額合計は、0万円とされないよう記入してください。

【用紙③】収入計算書

**このページは
全員記入必須**

（本線枠内）記入必須

収入計算書【本年見込（2023年1月～12月）用】

私は、日本学生支援機構の奨学金を申し込むにあたり、収入に関する状況は以下のとおりであることを報告します。また、この収入計算書に基づき奨学金の申込み（スカラネット）への入力を行います。

○学校名 同志社 大学 法学 研究科

○課程（該当の数字に○）：
 ① 修士・博士前期課程
 2. 一貫制博士
 3. 博士後期課程
 4. 法科大学院
 5. 専門職大学院課程（法科大学院を除く）
 6. 博士医・歯・薬（4年制）・獣医学課程

○申込者氏名 高木 花子 ○学籍番号 1303235111

【各項目1万円未満切り捨て】

収入項目	収入額 (A)	収入額 (B)
定職 (本人)	万円	万円
定職 (配偶者) 【該当者のみ】	万円	万円
アルバイト1	40 万円	万円
アルバイト2	万円	万円
アルバイト3	万円	万円
父母等からの給付額 (★)	120 万円	万円
奨学金	94 万円	万円
その他の収入(利子・配当・不動産 ・年金等の公的手当・前貯金の取崩等)	万円	万円
収入額合計	254 万円	万円

【重要】収入額合計は、0万円とされないよう記入してください。

【用紙②】収入計算書

前年見込用 (裏)

収入書類等は貼付せず提出してください。

証明書類貼付欄

・証明書類は、この欄に本紙と上下の向きをそろえて、ホチキスで上部2点を留めてください。
 ・収入年額の推算が必要な場合は、下部スペースに計算式を記入し、推算した年額を表面記入欄に記入してください。

~~学校指定の様式がある場合は、そちらに貼付してください。
 その場合、本用紙への貼付は不要です。
 書類の提出方法については、学校の指示に従ってください。~~

本年見込用 (裏)

収入書類等は貼付せず提出してください。

証明書類貼付欄

・証明書類は、この欄に本紙と上下の向きをそろえて、ホチキスで上部2点を留めてください。
 ・収入年額の推算が必要な場合は、下部スペースに計算式を記入し、推算した年額を表面記入欄に記入してください。

~~学校指定の様式がある場合は、そちらに貼付してください。
 その場合、本用紙への貼付は不要です。
 書類の提出方法については、学校の指示に従ってください。~~

前年用 (裏)

給付者(父母)が署名してください。

★父母等からの給付額について
 下記の者が日本学生支援機構の奨学金を申し込むにあたり、申込者本人への給付額については、以下のとおりであることに相違ありません。

○申込者氏名 高木 花子

○給付者氏名 (自署) 高木 太 (申込者との関係 (続柄) 父)

[千円単位：合計欄のみ1万円未満切捨て]

(2022年)		千円	8月	千円
1月				
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
小計				120 万円 ②

[月別に記入できない場合は、年額のみを合計欄に記入してください。]

前年用 (裏) ③

【用紙②】収入計算書

本年見込用 (裏)

収入書類等は貼付せず提出してください。

証明書類貼付欄

・証明書類は、この欄に本紙と上下の向きをそろえて、ホチキスで上部2点を留めてください。
 ・収入年額の推算が必要な場合は、下部スペースに計算式を記入し、推算した年額を表面記入欄に記入してください。

~~学校指定の様式がある場合は、そちらに貼付してください。
 その場合、本用紙への貼付は不要です。
 書類の提出方法については、学校の指示に従ってください。~~

前年見込用 (裏)

収入書類等は貼付せず提出してください。

証明書類貼付欄

・証明書類は、この欄に本紙と上下の向きをそろえて、ホチキスで上部2点を留めてください。
 ・収入年額の推算が必要な場合は、下部スペースに計算式を記入し、推算した年額を表面記入欄に記入してください。

~~学校指定の様式がある場合は、そちらに貼付してください。
 その場合、本用紙への貼付は不要です。
 書類の提出方法については、学校の指示に従ってください。~~

前年用 (裏)

給付者(父母)が署名してください。

★父母等からの給付額について
 下記の者が日本学生支援機構の奨学金を申し込むにあたり、申込者本人への給付額については、以下のとおりであることに相違ありません。

○申込者氏名 _____

○給付者氏名 (自署) _____ (申込者との関係 (続柄) _____)

[千円単位：合計欄のみ1万円未満切捨て]

(2023年)		千円	8月	千円
1月				
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
合計				万円

[月別に記入できない場合は、年額のみを合計欄に記入してください。]

前年用 (裏) ④

※収入計算書と内容を一致させてください。ページ右の注釈をよく読んで記入してください。

【用紙①】スカラネット入力下書き用紙（大学院・法科大学院）

6/8

I-あなたの所得情報 ←

1. あなたの収入について該当する項目を記入してください。

(1) 定職・アルバイトについて該当する項目を記入してください。

定職	勤務先 (全角)	職業 (全角)	収入金額 (年額・税込)		本年見込 就労時間 (半角数字)
			前年 (半角数字)	本年見込 (半角数字)	
1.	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	
2.	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	

アルバイト

1.	勤務先 (全角)	職業 (全角)	収入金額 (年額・税込)	待遇	
				前年 (半角数字)	本年見込 (半角数字)
1.	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 時間
2.	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 時間
3.	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 時間

父母等からの給付額 (年額・税込) 万円 万円

奨学金 (現在申込中のものは除く) (年額・税込) 万円 万円

その他の収入 (内容) (全角20文字以内) (年額・税込) 万円 万円

(2) 定職又は週21時間以上のアルバイトに従事している人のみ記入してください。

(a) 退職・休職もしくはアルバイトの週当たり就労時間を21時間未満に減少する意思がありますか。

(a) あります ありません

(b) 「あります」と答えた人はその予定時期を記入してください。

(b) 西暦 (4桁) 年 月 日

(3) 配偶者のいる人はその氏名及び年齢を記入してください。

姓 名

(3) 氏名

年齢 歳

(4) 配偶者の収入状況 (定職収入のみ) を記入してください。

給与所得の場合	勤務先 (全角)	職業 (全角)	収入金額 (年額・税込)	
			前年 (半角数字)	本年見込 (半角数字)
給与所得の場合	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円
給与所得以外の場合	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円

2. あなたの特記情報について記入してください。

災害・震災に被災したことがある人で、被災した災害・震災が選択肢の中に含まれている場合は該当のものを選択してください。

▼

I-あなたの所得情報 については「奨学金案内」26～29ページを参照のうえ入力してください。

(1) 基本的に前年の収入のみを入力してください。ただし本年見込の収入金額が、前年に対して変動する場合には限り、前年の収入に加えて本年見込の収入金額も入力してください。

○前年の収入金額と本年見込の収入金額とで増減がある場合は、本年見込の収入金額で選考します。

※緊急採用・応急採用の申込みをする人は、前年欄に家計急変前の収入金額を、本年見込欄に家計急変後の収入金額 (年収見込) を入力してください。

← 預貯金の取り崩し等が該当します。

← 給与所得の場合は、源泉徴収票の「支払金額」を入力してください。

← 給与所得以外の場合は、確定申告書の「所得金額」を入力してください。

← 緊急採用・応急採用で申し込む場合、プルダウンから該当の災害を選択してください。

9

※記入漏れ、字数不足のないように注意してください。

【用紙①】スカラネット入力下書き用紙（大学院・法科大学院）

7/8

J-あなたの研究情報

1. あなたの研究題目（研究分野）を記入してください。（全角50字以内）（25×2）

入力必須

2. あなたの大学院進学目的と研究計画を記入してください。（全角400字以内）（25×16）

200文字以上 入力必須

3. あなたのこれまでの研究内容（提出論文・紀要・学術雑誌等の発表論文等）について記入してください。
ただし、修士・博士前期課程1年および博士医・歯・薬・獣医学課程1年は記入の必要がありません。
（全角400字以内）（25×16）

**修士・専門職課程2年生以上および
後期課程の方は
200文字以上 入力必須**

K-家庭事情情報

1. 奨学金を希望するに至った家庭事情や、特に説明を要することを記入してください。
注）緊急・応急採用の場合はできるだけ具体的に記入してください。（全角200字以内）（25×8）

150文字以上 入力必須

10

あなたの研究情報
本項目に半角英数字や半角カナ文字は使用できません。
数式・記号を含め全角文字で入力してください。

「研究題目」が未定の場合、手がけてみたいと考えている専門分野を大別し、その概要を入力してください。

専門職大学院（法科大学院を含む）の1年の人も入力不要です。

家庭事情情報は、全員入力する必要があります。
特に、緊急採用・応急採用の申込みをする人は、「いつ」「どういった事由で」家計急変したのか、事情をできるだけ詳しく入力してください。

併用貸与を希望し、第二種奨学金の最高月額を選択した場合は、最高月額を必要とする「理由」も入力してください。

IV. 緊急時の奨学金制度、学費の延納・分納

次のような緊急援助・その他の制度がありますので、奨学金を希望する場合は学生生活課まで相談に来てください。

1. 日本学生支援機構大学院奨学金の緊急採用（第一種奨学金）・応急採用（第二種奨学金）

(1) 趣旨

家計状況の急変や不慮の災害等により、著しく学資支弁に支障をきたし、緊急に援助を必要とする場合には、募集期間外であっても随時緊急または応急採用として申請することができます。
貸与額等の詳細については p.2 を参照してください

(2) 出願資格、成績基準、家計基準

出願者は以下の基準を満たしている必要があります。

① 出願資格

家計が急変した者で以下の事項のいずれかに該当する場合。ただし、出願できるのは以下の事情が発生した時から 1 年以内である場合に限り。なお、事由対象者は定職のある場合は「本人または配偶者」、本人の主たる収入が父母等からの給付による場合は「父母等」になります。

- i. 生計維持者が失職・退職・休職した場合（失職理由は問いません）。
再就職したにもかかわらず収入が著しく減少している世帯も対象とします。
- ii. 生計維持者が死亡または離別した場合。
- iii. 生計維持者が破産した場合（家計の急変が伴わない場合は、破産しても対象とはなりません）。
- iv. 震災、風水害、火災等の災害により災害救助法・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受ける著しい被害またはこれらの災害に準ずる程度の被害を受けたことにより、生計維持者について支出が著しく増大、もしくは収入が減少した場合。
- v. 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けたことにより、生計維持者について収入が減少した場合。

- ・出願資格について分からないことがあれば、出願前に学生生活課に相談してください。
- ・外国人留学生、聴講生、科目等履修生は出願資格がありません。

② 成績基準

大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

③ 家計基準

- ・出願資格 i ~ v のいずれかに該当し、家計急変の事由によりその後一年間の家計が収入基準額の範囲内になることが確実であると認められる者。
- ・家計急変の事由により、申込者の属する世帯の年間の支出額が著しく増大した場合、または年間の収入額が著しく減少したと認められる者。
- ・その他家計急変の事由により、緊急・応急採用が必要と特に認められる者。

(3) 貸与期間

①緊急採用

ア) 貸与開始…家計急変の事由が生じた月以降で、申込者が希望する月とします。
ただし、その希望する月が申込月を遡る場合は入学年月まで遡ることができます。

イ) 貸与終期…原則として採用年度末（2024年3月）。
ただし、採用年度末においてなお、第一種奨学金を必要とすることが認められる者から「緊急採用（第一種）奨学金継続願」及び「奨学金継続に係る申告書（緊急継続）」の提出があり、翌年度以降もなお第一種奨学金を必要とすることが認められる場合は、年度末ごとに願い出を繰り返すことにより、標準修業年限の終期まで貸与期間の延長ができます。家計が好転し、奨学金を必要としなくなったときは、奨学金を減額または辞退することができます。

②応急採用

ア) 貸与開始…2022年4月以降で、申込者が希望する月とします。ただし、家計急変の生じた月まで(当該年度入学者は入学年月まで)遡ることができます。

イ) 貸与終期…標準修業年限が終了するまでとします。ただし、家計が好転し、奨学金を必要としなくなったときは、奨学金を減額または辞退することができます。

(4) 出願から採用まで

「奨学金出願のしおり」を学生生活課へ取りに来てください。

その際、出願資格を確認しますので、家庭事情等を把握しておいてください。

出願後、大学内で選考し、日本学生支援機構に推薦します。日本学生支援機構が採否を決定し、結果は郵送等で連絡します。

2. 同志社大学緊急貸与奨学金

家計の急変、不時の災害その他著しく学資支弁に支障をきたし、緊急に援助を必要とする場合に出願することができます。詳細は学生生活課に相談してください。

3. 同志社大学短期貸付金

一時的に生活費の支弁が困難となった場合、次の短期貸付金の申し込みができます。

申し込みの際は、学生証と印鑑（朱肉で押印できるもの）を持参してください。なお、貸付を受けるためには連帯保証人を立て、かつその者の承認が必要です。

①一般貸付 30,000 円以内（3 か月以内に月賦で返還）
家庭からの仕送りの遅延等のため、生活費の支弁が一時的に困難になったとき。

②特別貸付 100,000 円以内（10 か月以内に月賦で返還）
急病、下宿火災などのため、生活費の支弁が困難になったとき。
(診断書、罹災証明書等のコピーが必要)

4. 学費の延期納入・分割納入

やむを得ない事情のため、期限内に学費を納入できない場合、所定の期間内に手続きをすれば、学費を延納または分納することができます。希望者は期間内にウェブサイト(<https://www.doshisha.ac.jp/scholarships/>)を参照して、奨学金・学費延分納申請システムから手続きをしてください。

春学期	手続期間	4月1日(土)～4月28日(金)
	納入期限	分納1回目 5月31日(水) 分納2回目 7月28日(金) 延納 7月28日(金)
秋学期	手続期間	9月25日(月)～10月31日(火)
	納入期限	分納1回目 11月30日(木) 分納2回目 2024年1月29日(月) 延納 2024年1月29日(月)

※専門職学位課程（司法研究科、ビジネス研究科）の学生は、分納を選択することはできません。

V. 奨学金制度一覧

2023年3月現在

名 称	種 類	金 額	対 象		採用者数 [出願者数] (*1)	願書 入手時期 (*2)	出願期間 (*5)	採否決定	備 考
			家計基準	成績基準					
同志社大学 大学院奨学金	給付	年額 神学研究科、文学研究科、社会学研究科、法学研究科、 経済学研究科、商学研究科、総合政策科学研究科、 グローバル・スタディーズ研究科、 ビジネス研究科グローバル経営研究専攻 310,000円 文化情報学研究科、 スポーツ健康科学研究科 330,000円 理工学研究科、生命医科学研究科 430,000円 心理学研究科 350,000円 脳科学研究科 430,000円 (*3)	専門職学位課程は対象外		〈前期課程〉 340 [758] 〈後期課程〉 15 [17]	3月下旬 ～ (*2)	4月上旬 (*2)	6月中旬 (*2)	給付期間：1か年 (毎年出願可)
本人の収入金額 給与収入：841万円以下 営業所得：355万円以下	成績良好であること								
同志社大学 大学院 特別奨学金	給付	年額 表に定める額に120,000円を加えたもの 神学研究科、文学研究科、 社会学研究科、法学研究科、 経済学研究科、商学研究科、 総合政策科学研究科、グロー バル・スタディーズ研究科、 ビジネス研究科グローバル 経営研究専攻 文化情報学研究科、 スポーツ健康科学研究科 理工学研究科、 生命医科学研究科 心理学研究科 (*4)	入学年度ごとの各年次 に応じた授業料相当額	前期課程及び一貫制博士課程の在学2年以上の 者のうち、研究科長に推薦された学力、人物と ともに特に優秀かつ研究者として適格な者 (脳科学研究科、ビジネス研究科(専門職学位 課程)は対象外)	28	公募はしない	6月中旬 (*2)	給付期間：1か年	
同志社大学大学院 脳科学研究科 特別奨学金	給付	年間学費(入学金(入学時のみ)、授業料、教育充実 費及び特別在籍料)相当額 (*5)		入学時32歳未満(転入学時34歳未満)で、 脳科学研究科に推薦された学修意欲のある者	24	公募はしない	入試 合格と 同時	給付期間：1か年 ただし、所定の継続審査によ り、標準修業年限を上限に継 続することがある。 採用者数には継続者を含む。	
同志社大学大学院 博士後期課程若手 研究者育成奨学金	給付	年間学費(入学金(入学時のみ)、授業料、教育充実 費及び特別在籍料)相当額 (*5)		後期課程に在学している入学時34歳未満の者 及び一貫制博士課程に2年以上在学している入 学時32歳未満の者のうち、各研究科に推薦され た学修意欲のある者 (脳科学研究科は対象外)	197	公募はしない	入試 合格と 同時	給付期間：1か年 ただし、所定の継続審査によ り、標準修業年限を上限に継 続することがある。 採用者数には継続者を含む。	
同志社大学 寄付奨学金	給付	年 額 100,000円		研究科長に推薦された学力・人物ともに優秀な者	4	公募はしない	5月下旬	給付期間：1か年	
同志社大学 貸与奨学金 (秋期募集) (2016年度以前 入学生対象)	貸与 (無利子)	年 額 ①授業料相当額の1/2 ②授業料相当額		学部生向け日本学生支 援機構奨学金(第一種) に定められている収入 基準値以下の者から選 考します。	① 0 ② 0 [0]	7月中旬 ～	9月下旬	11月中旬	貸与期間：1か年 (毎年出願可) 最短修業年限+1年まで出願可 外国人留学生は出願不可 返還は原則として修了後10 年以内
同志社大学 短期貸付金	貸与 (無利子)	①一般貸付 30,000円以内 ②特別貸付 100,000円以内		やむを得ない事情で、一時的に生活費支弁が 困難になった者	① 0 ② 0	緊急の場合に随時 (事務室開室時間)		一般貸付の返還は3か月以 内、特別貸付は10か月以内の 月賦返還	
日本学生支援機構 大 学 院 第一種奨学金	貸与 (無利子)	月 額 下記金額から選択制 (前期課程) 50,000円 88,000円 (後期課程) 80,000円 122,000円	本人および配偶者の 収入金額の合計額 (前期課程) 299万円以下 (後期課程) 340万円以下	成績が特に優れ、学術 研究者として適格と認 められる者	〈前期課程〉 217 [217] 〈後期課程〉 16 [16] (専門職学位課程) 20 [20]	3月下旬 ～	4月上旬	7月上旬	貸与期間：標準修業年限まで 外国人留学生は出願不可 新入生には、初回繰上り10～ 50万円増額可能な制度あり 第一種奨学金には「特に優れ た業績による返還免除制度 (博士(後期課程等の「採用 時返還免除内定」制度含む) あり」 第二種奨学金の利率の上限 は3% 第二種奨学金において、司法 研究科生が最高金額を選択 した場合は40,000円又は 70,000円の増額が可能 返還は借用総額により異な るが修了後10～20年以内 一貫制博士課程の1・2年次生 は前期課程に、3～5年次生 は後期課程に準ずる
日本学生支援機構 大 学 院 第二種奨学金	貸与 (有利子)	月 額 下記金額から選択制 50,000円 80,000円 100,000円 130,000円 150,000円	本人および配偶者の 収入金額の合計額 (前期課程) 536万円以下 (後期課程) 718万円以下	成績が平均水準以上 で、特定の分野におい て特に優れた資質能力 があると認められる者	〈前期課程〉 12 [62] 〈後期課程〉 2 [4] (専門職学位課程) 8 [10]	9月上旬 ～	9月中旬	12月上旬	
民間・地方 公共団体 奨 学 金	給付 または 貸与	各奨学団体により異なる	各奨学団体により異なる	各奨学団体により異なる (大学推薦団体は成績優秀者)	21	3月下旬より随時受付		貸与の場合は各奨学団体に より異なるが修了後10～15 年以内に返還	

●修士課程は、前期課程に準じます。

(*1) 採用者数 [出願者数] は2022年度実績 採用人数に限度があるため、上記基準内であっても採用されない場合があります。

(*2) ビジネス研究科秋入学生については別日程

(*3) 2022年度以前に入学した学生の給付額は、授業料相当額の2分の1とします。

(*4) 2022年度以前に入学した学生の給付額は、授業料相当額に120,000円を加えたものとします。

(*5) 2022年度以前に入学した学生の給付額は、年間学費(授業料、教育充実費、実験実習料及び特別在籍料(適用学期のみ))相当額とします。

(*6) 出願時期、出願方法に関しては、出願のしおりや本学奨学金ウェブサイト等を必ず確認してください。

○ 司法研究科対象の奨学金（下記の奨学金以外に、他研究科と同じく日本学生支援機構大学院奨学金、同志社大学短期貸付金の利用が可能です。）

2023年3月現在

名称	種類	金額 (*4)	対象(*3)		採用者数 (*1)	願書 入手時期	出願期間 (*5)	採否決定	備考
			家計基準	成績基準					
同志社大学大学院 司法研究科 奨学金	給付	①第1類奨学金 [2年間継続型] 年間の単位授業料 相当額 ②第2類奨学金 [単年度給付型] 年間の単位授業料 相当額 ③第3類奨学金 [単年度給付型] 年間の単位授業料 相当額の1/2	——	勉学意欲旺盛 で、学業人物 ともに優秀な 者	1年次生 ①92 ②23 ③4 2年次生 ①12 ②6 ③0 3年次生 ①0 ②3 ③0	公募はしない	1年次生 入試合格と 同時 2年次生以上 3月	選考： 1年次生 入学試験の成績によ る。秋に補充採用する ことがある。 2年次生以上 学業成績優秀者の中 から選考	
司法研究科 修学支援奨学金	給付	年間の登録単位数に 8,000円を乗じた額	司法研究科正規学生で司法 研究科の推薦のあるもの (ただし、司法研究科奨学 金と併給はできない。)		1年次生 0 2年次生 7 3年次生 20	公募はしない	1年次生 入試合格と 同時に決定 2年次生以上 毎年3月に 決定		
同志社大学大学院 司法研究科 貸与奨学金	貸与 (無利子)	一学期の金額 ①一学期の 単位授業料相当額 ②一学期の 単位授業料相当額の1/2	学資の支弁 に支障のあ る者	1年次生 入試合格を もって基準 を満たす 2年次生以上 司法研究科 の推薦によ る	[入学前] ①1 ②0 [春学期] ①0 ②0 [秋学期] ①1 ②0	1年次生 [春] 合格発表後 [秋] 7月上旬 2年次生以上 [春] 1月上旬 [秋] 7月上旬	1年次生 [春] ・前期日程 10月上旬 ・後期日程 2月中旬 [秋] 9月中旬 2年次生以上 [春] 3月下旬 [秋] 9月中旬	1年次生 [春] ・前期日程 11月中旬 ・後期日程 3月上旬 [秋] 10月上旬 2年次生以上 [春] 4月中旬 [秋] 10月上旬	貸与期間：1学期 (学期毎に出願可) 最短修業年限まで出願 可 外国人留学生は出願不 可 連帯保証人が2名必要 返還は原則として修了 時から貸与回数×3年以 内。ただし、15年を超 えないものとする。 願書入手時期・出願期 間・採否決定は予定(変 更の場合あり)。
同志社大学大学院 司法研究科 特別支給奨学金	給付	年間 100,000円	——	同志社大学 を卒業、同志 社大学在学3 年で飛び入 学又は同志 社大学大学 院を修了し、 司法研究科 に入学した 者	38	公募はしない	5月中旬	有資格者全員を採用す る。 入学初年度に、各学期5 万円を給付する。	

(*1) 採用者数は2022年度実績

(*3) 採用人数に限度があるため、上記基準内であっても採用されない場合があります。

(*4) 単位授業料は、登録単位数に応じて徴収するもの

(*5) 出願時期、出願方法に関しては、出願のしおりや本学奨学金ウェブサイト等を必ず確認してください。

VI. 学生納付金

下記一覧表には諸費を含みません。

詳細については本学ウェブサイト (<https://www.doshisha.ac.jp/students/office/procedure/year/2023.html>) を参照してください。

●大学院博士課程(前期課程)または修士課程

		(単位:円)				
		入学金	授業料	教育充実費	実験実習料	合計 ※諸費を除く
2023年度生	神・文・社会・法・経済・商・総合政策科学・グローバル・スタディーズ・ビジネス研究科	200,000	508,000	116,000		824,000
	文化情報学研究科	200,000	591,000	125,000		916,000
	理工学・生命医科学研究科	200,000	844,000	155,000		1,199,000
	スポーツ健康科学研究科	200,000	618,000	125,000		943,000
	心理学研究科	200,000	641,000	131,000		972,000
2022年度生	神・文・社会・法・経済・商・総合政策科学・グローバル・スタディーズ・ビジネス研究科		603,000	121,000		724,000
	文化情報学研究科		642,000	131,000	45,000	818,000
	理工学・生命医科学研究科		820,000	160,000	120,000	1,100,000
	スポーツ健康科学研究科		642,000	131,000	70,000	843,000
	心理学研究科		671,000	136,000	75,000	882,000

●大学院博士課程(後期課程)

		(単位:円)				
		入学金	授業料	教育充実費	実験実習料	合計 ※諸費を除く
2023年度生	神・文・社会・法・経済・商・総合政策科学・グローバル・スタディーズ研究科	200,000	477,000	122,000		799,000
	文化情報学研究科	200,000	562,000	132,000		894,000
	理工学・生命医科学研究科	200,000	815,000	161,000		1,176,000
	スポーツ健康科学研究科	200,000	587,000	132,000		919,000
	心理学研究科	200,000	605,000	137,000		942,000
2022年度生	神・文・社会・法・経済・商・総合政策科学・グローバル・スタディーズ研究科		603,000	121,000		724,000
	文化情報学研究科		642,000	131,000	45,000	818,000
	理工学・生命医科学研究科		820,000	160,000	120,000	1,100,000
	スポーツ健康科学研究科		642,000	131,000	70,000	843,000
	心理学研究科		671,000	136,000	50,000	857,000
2021年度生	神・文・社会・法・経済・商・総合政策科学・グローバル・スタディーズ研究科		603,000	121,000		724,000
	文化情報学研究科		642,000	131,000	50,000	823,000
	理工学・生命医科学研究科		820,000	160,000	120,000	1,100,000
	スポーツ健康科学研究科		642,000	131,000	70,000	843,000
	心理学研究科		671,000	136,000	75,000	882,000

●大学院一貫制博士課程(転入を含む)

		(単位:円)				
		入学金	授業料	教育充実費	実験実習料	合計 ※諸費を除く
2023年度生	脳科学研究科	200,000	844,000	155,000		1,199,000
2022年度生	脳科学研究科		820,000	160,000	120,000	1,100,000
2021年度生	脳科学研究科	(200,000)	820,000	160,000	120,000	1,100,000
2020年度生	脳科学研究科		820,000	160,000	120,000	1,100,000
2019年度生	脳科学研究科		820,000	160,000	120,000	1,100,000

●大学院専門職課程

司法研究科(法科大学院)

		(単位:円)			
		入学金	単位授業料 (1単位につき)	教育充実費	合計 ※諸費を除く
2023年度生	入学金、教育充実費	200,000		157,000	357,000
	単位授業料		37,000		37,000 x 登録単位数
2022年度生	教育充実費			154,000	154,000
	単位授業料		36,000		36,000 x 登録単位数
2021年度生	教育充実費			154,000	154,000
	単位授業料		36,000		36,000 x 登録単位数

ビジネス研究科(ビジネススクール)

		(単位:円)			
		入学金	単位授業料 (1単位につき)	教育充実費	合計
2023年度生	入学金、教育充実費	200,000		227,000	427,000
	単位授業料		50,500		50,500 x 登録単位数
2022年度生	教育充実費			220,000	220,000
	単位授業料		49,000		49,000 x 登録単位数

Ⅶ. 本学指定用紙

○給与支払（見込）証明書

○就労証明書

用紙は下記本学ウェブサイトよりダウンロードすることもできます。

<https://www.doshisha.ac.jp/scholarships/download/download.html>

給与支払（見込）証明書について（お願い）

事業主各位

この証明書は、下記の本学学生が奨学金の出願に際して、給与受給状態について証明をお願いするものです。

※入社月から1年間の支払額について証明願います。

月の途中に入社した場合、翌月1日から1年間分の見込額を証明願います。

（例. 4月10日に入社した場合→5月1日から翌年4月30日の1年間分の見込額を証明願います。）

※証明時に入社後1年間に満たない場合は、賞与も含めた見込額で証明願います。

同志社大学 学生生活課
 (今出川) 〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入
 TEL.075-251-3280
 FAX.075-251-3083
 (京田辺) 〒610-0394 京田辺市多々羅都谷 1-3
 TEL.0774-65-7430
 FAX.0774-65-7429

出願者	学生ID（学生証の8桁/10桁の番号）	氏名

給与支払（見込）証明書							
給与受給者 氏名							
就職年月日		年 月 日		職名 (役職名)			
給与	入社後1年間の支払総額または支払見込額	支払期間※		内 訳		支払総額 (税込)	
		年 月 ～ 年 月 (12か月分)	賞 与 円	給 与 円	円 (最近の月収 (または見込額) 円)		
扶養家族控除・配偶者控除申告	氏 名	続柄	年齢	氏 名	続柄	年齢	
	①			④			
	②				⑤		
③				⑥			
上記のとおりであることを証明します。							
						20 年 月 日	
事業所所在地 名 称				(公印)			
代表者氏名							
TEL.() -							

●ご記入いただいた情報は奨学金業務のために使用し、その他の目的には使用しません。

就 労 証 明 書 に つ い て (お 願 い)

事 業 主 各 位

この証明書は、下記の本学学生が奨学金の出願に際して、本人の就労状況について証明をお願いするものです。

ご多忙中恐縮ですが、正確にご記入くださいますようお願い申し上げます。

なお、記入について不明な点がありましたら、下記へご連絡いただきますようお願いいたします。

同志社大学 学生生活課
(今出川) 〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入
TEL.075-251-3280
FAX.075-251-3083
(京田辺) 〒610-0394 京田辺市多々羅都谷 1-3
TEL.0774-65-7430
FAX.0774-65-7429

出願者	学生 ID (学生証の 8 桁 / 10 桁の番号)	氏 名

就 労 証 明 書

就労学生氏名 _____

	支払期間	支払総額	就労時間総合計
2022 年 1 月～12 月	月～ 月	万円 (月額 万円)	時間 (週当たり 時間)
2023 年 1 月～12 月 (見込)	月～ 月	万円 (月額 万円)	

※金額は万円未満切り捨てで記入してください。()内については、いずれも平均で記入してください。2022 年から 2023 年まで就労が継続している人は 2022 年と 2023 年(見込)両方を記入してください。

給 与 支 払 区 分 : 月 給 ・ 日 給 ・ 時 間 給 ・ その他()

源泉徴収の有無 : (有 ・ 無)

上記のとおり証明します。

20 年 月 日

事業所所在地

名 称

代 表 者 氏 名

(公印)

ご担当者氏名

TEL.() -

●ご記入いただいた情報は奨学金業務のために使用し、その他の目的には使用しません。